（証券コード　9823）
2020年12月３日

株　主　各　位

埼玉県東松山市本町二丁目２番47号
株式会社マミーマート
代表取締役社長　岩崎裕文

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見えない中、株主様の安全確保および感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、可能な限り書面（郵送）による議決権行使をお願い申しあげます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月17日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年12月18日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　埼玉県さいたま市浦和区仲町２－５－１
　　浦和ロイヤルパインズホテル４階「ロイヤルプリンセス」
３．会議の目的事項
　報告事項　１．第55期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第55期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　取締役８名選任の件
　　第２号議案　監査役３名選任の件
　　第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）導入の件
　　第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.mammymart.co.jp）に掲載させていただきます。

本年はお土産の配布、飲料の提供はございません。

＜新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について＞

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、本年は株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り書面（郵送）による議決権行使をお願い申しあげます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき議決権の事前行使をお願い申しあげます。

また、株主総会当日は、下記の対応を実施させていただく予定です。株主の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

① 会場では、マスクのご着用とアルコール消毒液のご使用等へのご協力をお願いいたします。なお、役員ならびに運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

② 入場の際は、株主様の体温計測等を実施し、体温が37.5度以上の方、または、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りさせていただくことがございます。

③ 会場においては、間隔をあけた座席配置とするため、昨年の約150席から40席程度まで、座席数が大幅に減少する見込みです。つきましては、総会会場の座席が満席となった場合には入場をお断りさせていただくことがございます。

④ 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。

⑤ ご出席いただきました株主様に対しまして実施をしておりました、お土産の配布、また飲料の提供につきまして、本年は中止とさせていただきます。

⑥ その他、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（アドレス http://www.mammymart.co.jp）にてお知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響による経済活動の停滞から、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。スーパーマーケット業界においては、政府から発令された緊急事態宣言や外出自粛要請、解除後の企業活動や在宅勤務の普及等による内食需要が引き続き高まりを見せるものの、個人消費の低迷や新しい生活様式に対する不安感を拭えない状況にあります。

このような環境のなかで当社グループ（当社および連結子会社）は、「Enjoy Life ！」を基本方針として、「お客様に満足いただける持続的な成長店舗作り」をメインテーマに、「基盤の整備」「人財育成」「生産性改善」「商品力強化」の４つの重点項目に施策を進め、消費者の多様なニーズに対応し、更なる業績拡大へとつなげてまいりました。そして、「より良い商品をより安く」の企業理念のもと、「全力家計応援」を掲げ、内食需要に応じたベーシック商品の持続的な低価格での提供、また、バイオマス燃料25％配合のレジ袋に変更し、レジ袋有料化となった2020年７月１日以降もレジ袋の無料提供を継続する等、お客様の生活を支えてまいりました。

［基盤の整備］

店舗の積極的な改装に着手し、既存店舗の活性化を進めてまいりました。あわせて、明るく、きれいなお店づくりの一環として、計画的な店舗内外装の修繕と働きやすい環境づくりを行い、店舗作業場・休憩室の改修を22店舗で実施しました。また、お客様のレジ待ち時間の解消を目的にセミセルフレジの導入を進め、導入店舗数を62店舗まで拡大しました。

［人財育成］

「Ｍ３プロジェクト」（改善活動）は、全従業員が「主体的に」日々の課題や問題点を解決・改善へとつなげていくことで、やりがいや達成感を感じられることを目指した改善活動です。毎年、その成果を発表する「Ｍ３大発表会」を開催し、特に優れた好事例を社内全体で共有することで、

更なる業務の活性化へと努めております。今後はこの活動を従業員の取り組みを重視した新たな人事評価制度にも反映させ、積極的な人財育成を実施してまいります。また、マニュアル改定を全部署で進め、業務を細分化して学ぶことができる社内教育環境の形成へと役立ててまいります。

[生産性改善]
効率の良い店舗運営を目指し、単品量販型の売場づくりや作業工数の少ない陳列什器の導入をはじめとした店舗改装をしてまいりました。また、新規出店での新たな取り組みを既存店舗へも導入し、更なる生産性向上を実現する店舗モデルを構築してまいりました。これにより、人手不足の解消、従業員の作業負担軽減を図ってまいります。

[商品力強化]
「おいしい健康を咲かせよう」を合言葉に、素材から製法、機能性などにこだわった商品をお手頃価格で提供する当社オリジナル商品の開発に取り組んでおり、継続してプライベートブランド品の拡大に努めております。
また、一般社団法人全国スーパーマーケット協会主催の「お弁当・お惣菜大賞2020」にて、全国５万点を超えるエントリーの中から、本年度も当社開発商品が最優秀賞２品、優秀賞２品、入選２品の入賞を果たしました。これで７年連続での受賞になりました。

設備投資としましては、マミーマートにおきまして、2019年11月川口安行店（埼玉県川口市）、生鮮市場TOP坂戸入西店（同坂戸市）、2020年６月の船橋日大前店（千葉県船橋市）、同７月の生鮮市場TOP行田店（埼玉県行田市）、同８月の生鮮市場TOP南柏店（千葉県柏市）、同９月の飯山満駅前店（同船橋市）の６店舗を大型改装し、2020年３月に生鮮市場TOP東松山店（埼玉県東松山市）を新規オープンいたしました。また１店舗を閉鎖いたしました。したがって、当連結会計年度末の店舗数は、温浴事業・葬祭事業を含め78店舗であります。
利益面におきましては、業績動向を踏まえ、収益性の低い店舗に関する減損損失985百万円を特別損失として計上いたしました。
この結果、当連結会計年度の営業成績は、売上高124,264百万円（前期比14.1%増）、営業利益4,747百万円（同188.9%増）、経常利益5,137百万円（同142.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,613百万円（同274.7%増）となりました。

セグメント別の営業の状況は以下のとおりです。

［スーパーマーケット事業］

当連結会計年度末の店舗数は、埼玉県51店舗、千葉県21店舗、東京都３店舗、栃木県１店舗の計76店舗となりました。この結果、当連結会計年度の業績は、売上高123,868百万円（前期比14.2％増）、営業利益4,770百万円（同198.0％増）となりました。

［その他の事業］

売上高396百万円（前期比21.1％減）、営業損失22百万円（前期は41百万円の利益）となりました。（2020年９月末現在２店舗）

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は19億92百万円でありました。主たる内訳は、新規出店に伴う建物の取得、備品の購入等であります。

③ 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 直前３連結会計年度の財産および損益の状況の推移

区分		第52期（2016年10月から2017年９月まで）	第53期（2017年10月から2018年９月まで）	第54期（2018年10月から2019年９月まで）	第55期（当連結会計年度）（2019年10月から2020年９月まで）
売上高	百万円	103,001	105,351	108,945	124,264
経常利益	百万円	3,280	3,223	2,118	5,137
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	百万円	1,830	△1,291	697	2,613
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	円	169.57	△119.60	64.59	245.15
総資産	百万円	56,011	57,740	55,119	55,825
純資産	百万円	25,059	23,590	23,871	25,847
１株当たり純資産額	円	2,320.11	2,183.72	2,209.43	2,428.55

（注）1. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失については、期中平均株式数により算出しております。また、１株当たり純資産額については、期末発行済株式数より自己株式数を控除して算出しております。
2. △印は損失を示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
彩裕フーズ㈱	50百万円	100.0%	生鮮食品製造、加工、販売
マミーサービス㈱	90百万円	96.0%	清掃、施設管理サービス、温浴事業、葬祭事業

② その他の重要な事項

住友商事株式会社は、当社の議決権を20.35%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の流行により、今後の景気、個人消費や業績動向は極めて不透明な状況であり、また小売業界におきましては、業種業態を超えた競合との競争激化、人手不足による労働力不足、物流コストの高騰など、引き続き厳しい経営環境が予測されます。

このような状況の中、当社グループは「Enjoy Life ！」のグループコンセプトとして、「新しい売り方の確立と人財育成」をスローガンに、56期は「より良い商品を地域№１価格で提供する店舗の構築」「安く売れる仕組みづくり」「成長させ続ける人財の育成」の３つの重点項目に施策を進め、消費者の多様なニーズに対応し、お客様の生活に寄り添ったサービスの提供に努めてまいります。

「より良い商品を地域№１価格で提供する店舗の構築」では、生鮮商品の魅力を高める売場づくりや、売れて儲かる商品開発と売場の拡大をおこない、１単品あたりの売上・利益を飛躍的に高める新たな販売手法の確立を目指してまいります。また、味と品質が専門店にも負けず、店舗での加工・調理が不要な自社工場製造商品を開発してまいります。

「安く売れる仕組みづくり」は、店舗作業計画の抜本的な見直しを実施し、部門の垣根を超えた作業を行うことで、生産性を高めてまいります。

「成長させ続ける人財の育成」は、Ｍ３活動を推進し、自ら課題を見つけ主体的に動く従業員の育成に努めてまいります。

店舗展開におきましては、2021年に１店舗の出店を計画しております。また、他の既存店につきましても、引き続き計画的な改装と修繕を実施し、営業力の強化、店舗の活性化を図ります。

連結子会社におきましては、「彩裕フーズ株式会社」は、工場での加工製造から販売までの一貫体制による強みをいかし、安心・安全な商品の開発、販売体制の強化に取り組んでまいります。

「マミーサービス株式会社」は、いつもきれいなお店と感じていただけるクリンリネスサービスを提供するとともに、天然温泉による温浴事業および葬祭事業についても、業容の拡大に努めてまいります。

これらの施策により、企業体質、財務体質の一層の強化と業績向上に努力していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご声援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2020年９月30日現在）

① 当社グループの主要な事業の内容

当社グループは、生鮮食品を中心に一般食品、惣菜、日用雑貨等の販売を主体とするスーパーマーケット事業と温浴事業、葬祭事業を行っております。

② 当社の主要な事業の内容

当社は、生鮮食品を中心に一般食品、日用雑貨等の販売を主体とするスーパーマーケット事業を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等（2020年９月30日現在）

当社	本店：埼玉県東松山市　本部：埼玉県さいたま市 店舗：埼玉県、千葉県、東京都、栃木県（合計76店舗）
（連結対象子会社） 彩裕フーズ㈱	本店：埼玉県川越市　工場：埼玉県川越市 店舗：埼玉県、千葉県、東京都、栃木県（合計76店舗）
（連結対象子会社） マミーサービス㈱	本店：埼玉県さいたま市　本部：埼玉県熊谷市 店舗：埼玉県（２店舗）

(7) 使用人の状況（2020年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
スーパーマーケット事業	881（3,360）名	15名増（ 9名減）
その他の事業	1（ 32）名	1名減（ 3名減）
合計	882（3,392）名	14名増（ 12名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
807（2,536）名	16名増（7名増）	40.5歳	11.0年

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年９月30日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社埼玉りそな銀行	3,237
株式会社武蔵野銀行	1,990
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,670
株式会社三井住友銀行	1,083
農林中央金庫	1,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の状況

(1) 株式に関する事項（2020年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　18,850,500株

② 発行済株式の総数　10,796,793株

③ 株主数　3,575名

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ライブ・コア	3,245	30.52
住友商事株式会社	2,164	20.35
マミーマート共栄会	865	8.14
株式会社埼玉りそな銀行	345	3.25
岩崎裕文	323	3.04
株式会社武蔵野銀行	303	2.85
国分グループ本社株式会社	212	2.00
東京海上日動火災保険株式会社	175	1.65
マミーマート従業員持株会	171	1.61
日本生命保険相互会社	171	1.61

（注）１．持株比率については、自己株式（163,022株）を控除して算出しております。
２．持株比率については、小数点第３位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2020年９月30日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	岩崎 裕文	
取締役副社長	斯波 範雄	執行役員営業本部長 彩裕フーズ株式会社代表取締役会長
常務取締役	秋葉 和夫	彩裕フーズ株式会社代表取締役社長
取締役	青木 繁	執行役員総合企画室長 兼 営業戦略室長
取締役	原 修	執行役員人事部長
取締役	木場田 裕樹	執行役員販売事業部長 兼 情報システム部管掌
取締役	西村 元一	執行役員統括経営監査部長 兼 財務部管掌
取締役	角谷 真司	
取締役	永井 美保子	
常勤監査役	石黒 一広	
監査役	小野瀬 有	弁護士
監査役	佐世 芳	弁護士
監査役	岩崎 厚宏	税理士

（注）１.取締役のうち角谷　真司および永井　美保子氏は、社外取締役であります。
２.監査役のうち小野瀬　有氏、佐世　芳氏および岩崎　厚宏氏は、社外監査役であります。
３.監査役岩崎　厚宏氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４.当社は、取締役永井　美保子氏、監査役小野瀬　有氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	10名 (2)	141百万円 (5)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	13 (3)
合計 （うち社外役員）	14 (5)	155 (9)

（注）１．上表には、2019年12月20日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役０名）を含んでおります。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の第49期定時株主総会において年額２億8,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、2006年12月22日開催の第41期定時株主総会において年額2,400万円以内と決議いただいております。
５．当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額30百万円（取締役10名に対し29百万円、監査役４名に対し１百万円）が含まれております。なお（注２）（注３）の報酬限度額には、役員退職慰労金および役員退職慰労引当金の繰入額は含まれておりません。

ロ．当事業年度において支払った役員退職慰労金

2019年12月20日開催の第54回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役１名（うち社外取締役０名）　11百万円

なお、上記イ．および過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として11百万円が含まれております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職等はありません。

ロ．他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職等はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役 角　谷　真　司	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。主に過去の経験や実績に基づく専門的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 永井　美保子	2019年12月20日取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に過去の経験や実績に基づく専門的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 小野瀬　　有	当事業年度に開催された取締役会14回のうち９回に出席し、監査役会11回のうち９回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 佐　世　　芳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち９回に出席し、監査役会11回のうち８回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 岩　崎　厚　宏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、監査役会11回のうち11回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する利益還元および安定的な配当の維持を経営の最重要政策として位置付けております。あわせて、小売業界における競争の激化に応じた積極的な新規出店と魅力ある売場づくりを維持・強化するための改装等の設備投資、教育・情報化投資等の業務拡大、事業基盤の強化を図るために内部留保の充実等も勘案して決定していくこととしております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株当たり普通配当18円、特別配当12円の合計30円とすることを、本年11月13日の取締役会で決議いたしました。これによって中間配当金を合わせた当期の年間配当額は、１株当たり48円となりました。

(6) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ会社「企業理念」、2020年８月に改訂した「行動規範」により、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提としております。また、コンプライアンス委員会を設置し、全従業員が直接コンプライアンス委員会に報告することを可能とする「コンプライアンス・ホットライン」を設け、コンプライアンス体制を整備しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書規程に従い文書または電子媒体に記録し保存しております。取締役および監査役は、必要に応じていつでもこれらの文書、電子媒体を閲覧できる体制を取っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。

また、統括経営監査部は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、内部調査の結果を報告する体制を取っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

ロ．取締役会の他に経営効率を向上させるために取締役・執行役員・主要部室長で構成される経営会議を毎月２回実施し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

ハ．取締役を含む全従業員が共有する中期経営計画を策定し、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定を行い、継続的に業績管理を実施しております。

⑤ 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社においても、グループ会社全体で法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提としております。

ロ．グループ会社各代表取締役は、その管理の進捗状況を定期的に当社経営会議にて報告しております。

ハ．当社およびグループ会社各社は、反社会的勢力に対し関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、統括経営監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に対して、取締役、統括経営監査部長等の指揮命令を受けないこととし、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動、人事評価に関する監査役の意見は尊重されます。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備しております。また、当社監査役への報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の意思決定機関である取締役会ならびに経営会議に出席し、必要に応じて質問をする等その運営・執行状況を直接的に確認しております。また、監査役会は各業務執行取締役および重要な各個人からの個別ヒアリングの機会を設けるほか、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換できるようにしております。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う体制を整備しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行について

当社およびグループ会社における職務執行の状況等の把握については、取締役会、経営会議等をはじめとした各種会議を通じて最適な方法で情報を取得し、取締役および使用人の職務の執行が定款に適合するよう監督を行いました。

取締役会においては、社外取締役２名、社外監査役３名を含む５名が出席し、当事業年度に開催した取締役会にて上程された各議案について、活発な意見交換を行う審議および決議を行っております。また、重要な業務執行に関する意思決定のみならず、業務執行状況等についての適切な分析評価といった監督も行い、意思決定機能のみならず監督機能の実効性確保にも努めております。

② リスクマネジメント体制の構築について

当社はリスク管理規程に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。

また、統括経営監査部はリスク管理状況の監査を実施し、内部調査の結果を取締役会にて報告いたしました。

③ コンプライアンス体制について

当社は、役員および従業員に対して、会議体等での定期的なコンプライアンス研修を実施いたしました。また、問題の早期発見・未然防止を目的とした「コンプライアンス・ホットライン」を設置して、その対応に努めております。

④ 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を11回開催し、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席をし、取締役の職務執行について厳正な監視を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2020年９月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,432**	**流動負債**	**17,666**
現金及び預金	2,511	買掛金	7,166
売掛金	1,842	短期借入金	363
商品	2,667	１年内返済予定の長期借入金	4,332
貯蔵品	12	リース債務	244
その他	1,422	未払費用	2,760
貸倒引当金	△22	未払法人税等	1,410
固定資産	**47,393**	賞与引当金	515
有形固定資産	**36,007**	資産除去債務	11
建物及び構築物	11,052	その他	861
機械装置及び運搬具	157	**固定負債**	**12,312**
土地	20,756	長期借入金	5,588
リース資産	1,949	リース債務	2,608
建設仮勘定	636	長期預り保証金	1,408
その他	1,456	役員退職慰労引当金	343
無形固定資産	**144**	退職給付に係る負債	1,336
投資その他の資産	**11,240**	資産除去債務	986
投資有価証券	177	その他	39
長期貸付金	207	**負債合計**	**29,978**
差入保証金	7,050	**純資産の部**	
賃貸不動産	393	**株主資本**	**25,864**
繰延税金資産	2,567	**資本金**	**2,660**
その他	844	**資本剰余金**	**2,861**
		利益剰余金	**20,634**
		自己株式	**△292**
		その他の包括利益累計額	**△39**
		その他有価証券評価差額金	**2**
		退職給付に係る調整累計額	**△41**
		非支配株主持分	**22**
		純資産合計	**25,847**
資産合計	**55,825**	**負債及び純資産合計**	**55,825**

(注) 百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		124,264
売上原価		92,050
売上総利益		32,214
営業収入		1,323
営業総利益		33,538
販売費及び一般管理費		28,790
営業利益		4,747
営業外収益		
受取利息	49	
受取配当金	8	
不動産賃貸料	181	
受取手数料	226	
物品売却益	23	
その他	135	625
営業外費用		
支払利息	38	
不動産賃貸費用	155	
その他	40	234
経常利益		5,137
特別利益		
固定資産売却益	0	
資産除去債務戻入益	20	20
特別損失		
固定資産除却損	10	
減損損失	985	
投資有価証券評価損	66	1,062
税金等調整前当期純利益		4,096
法人税、住民税及び事業税	1,664	
過年度法人税等	47	
法人税等調整額	△230	1,481
当期純利益		2,614
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		2,613

（注）百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：百万円）

区　　分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年10月１日残高	2,660	2,861	18,407	△2	23,926
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△385		△385
親会社株主に帰属する当期純利益			2,613		2,613
自己株式の取得				△289	△289
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,227	△289	1,937
2020年９月30日残高	2,660	2,861	20,634	△292	25,864

区　　分	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年10月１日残高	△20	△55	△75	20	23,871
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△385
親会社株主に帰属する当期純利益					2,613
自己株式の取得					△289
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	22	13	36	1	38
連結会計年度中の変動額合計	22	13	36	1	1,975
2020年９月30日残高	2	△41	△39	22	25,847

（注）百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数……２社

連結子会社の名称……彩裕フーズ㈱、マミーサービス㈱

② 非連結子会社の名称……マミーフーズ㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社および関連会社の数……該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称……マミーフーズ㈱

（持分法を適用していない理由）

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……生鮮食品は最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

生鮮食品を除く店舗の商品は売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

生鮮食品を除く物流センターの商品は移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
……定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）
……自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

転貸損失引当金……店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計

上しております。

ニ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	23,792百万円
(2) 賃貸不動産の減価償却累計額	140百万円
(3) 担保に供している資産	
建物及び構築物	425百万円
土地	1,922百万円
借地権	1百万円
投資有価証券	13百万円
対応する債務	
買掛金	929百万円
短期借入金	300百万円
１年内返済予定の長期借入金	3,142百万円
長期借入金	3,455百万円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	10,796,793株	－	－	10,796,793株
合計	10,796,793株	－	－	10,796,793株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年11月14日取締役会	普通株式	194百万円	18円00銭	2019年９月30日	2019年12月23日
2020年５月14日取締役会	普通株式	191百万円	18円00銭	2020年３月31日	2020年６月15日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年11月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	319百万円	30円00銭	2020年９月30日	2020年12月21日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸契約における敷金および保証金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については、債権管理規程に従い、取引先相手ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ．市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、金利等の変動リスクに対して、長期借入と短期借入を併用管理することにより、管理を行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は各担当部署からの報告に基づき、経理部門において適時に資金繰計画を作成するなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません。((注２)参照)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	2,511	2,511	－
(2)売掛金	1,842		
貸倒引当金(＊)	△22		
	1,819	1,819	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	149	149	－
(4)差入保証金	4,281	4,279	△2
資産計	8,762	8,760	△2
(1)買掛金	7,166	7,166	－
(2)短期借入金	363	363	－
(3)１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	9,920	9,903	△16
負債計	17,450	17,433	△16

(＊)売掛金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) １年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	27
差入保証金	2,768

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券　その他有価証券」に含めておりません。また、差入保証金のうち敷金については、市場価格がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4)差入保証金」に含めておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,428円55銭

(2) １株当たり当期純利益　245円15銭

６．重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）の導入)

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）導入にかかる議案を2020年12月18日開催の第55期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

１．　本制度の導入目的等

①本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みをより強化することおよび株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし導入します。

②本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件に譲渡制限を解除する等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を交付する譲渡制限付株式報酬と、複数年度における業績等の数値目標達成率に応じ当社普通株式を交付するための金銭報酬債権であるパフォーマンス・シェア（業績連動型株式報酬）を新たに支給することとなるため、対象取締役に対する本制度導入は、本株主総会において、かかる報酬につき株主の皆様のご承認を得られることを条件とします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社取締役会において決定することとします。

なお、本制度は、2014年12月19日開催の第49期定時株主総会において承認された取締役の報酬限度額（年額2億8,000万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別

枠として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額5,000万円以内とするとともに、パフォーマンス・シェア（業績連動型株式報酬）に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額5,000万円以内として設定することにつき、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2．譲渡制限付株式報酬制度について

譲渡制限付株式報酬制度は、各対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受ける制度です。

譲渡制限付株式報酬制度による当社普通株式の処分にあたっては、当社と各対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その処分にかかる当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、各対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

譲渡制限付株式報酬制度の主な内容は、以下のとおりです。譲渡制限付株式報酬制度に関するその他事項につきましては、当社の取締役会において定めるものとします。

①譲渡制限付株式報酬制度にかかる金銭報酬債権の総額および株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額5,000万円以内、各対象取締役に譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数は年25,000株以内とします。なお、本株主総会での承認以降、株式分割・株式併合他譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

②譲渡制限の期間および内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた各対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他一切の処分行為をすることができません。

③譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた各対象取締役が、譲渡制限期間中であっても、任期満了その他当社取締役会が相当と認める理由により当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合には、その保有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除します。

④当社の無償取得

譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償取得することができることとします。

⑤組織再編等による取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当社組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式につき譲渡制限を解除することができることとします。

3．　パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）について

パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）は、各対象取締役に対し、支給対象年度から開始する当社の経営計画の連続する３ヵ年の事業年度からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」という。なお当初の対象期間は2021年９月30日に終了する事業年度から2023年９月30日で終了する事業年度までの３事業年度とし、当初の対象期間終了後も新たな経営計画が策定される毎に、本株主総会で承認を受けた範囲内でパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）を継続することを予定しております。）の経過後、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権を報酬として支給する業績連動型の株式報酬制度です。したがって各対象取締役への当社普通株式交付のための金銭報酬債権の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。各対象取締役は、金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます。

なお、当社普通株式の払込金額は、その処分にかかる当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）は、上記数値目標の達成率等に応じるため、パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）の導入時点では、各対象取締役に対して支給するか否か、金銭報酬債権並びに交付する株式数はいずれも確定していません。

パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）の主な内容は、以下のとおりです。パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

①パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）にかかる金銭報酬債権並びに株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額5,000万円以内、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数は年25,000株以内とします。本株主総会での承認以降、株式分割・株式併合他譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

②各対象取締役に交付する当社普通株式の数の算定方法

当社は、パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）において使用する業績目標達成度は、業績評価期間にかかる確定した当期純利益高の数値に基づいて、下記表に従って算出します。

なお、対象取締役に割り当てる当社普通株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、案分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減ずることとします。

達成率	100%以上	105%以上	110%以上	115%以上
対象取締役	200万円	300万円	350万円	420万円

③交付要件

業績評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に当社普通株式を交付するものとします。

(1) 支給対象年度中に当社取締役その他当社取締役会が定める役職にあったこと
(2) 当社取締役会に定める一定の非違行為がなかったこと
(3) 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

④組織再編等における取扱い

業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績評価期間の開始日から当該組織再編の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度にかかる上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

（ご参考）譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）の当社の執行役員への適用

当社は、本株主総会終結の時以降、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）を、当社の執行役員に対して割り当てる予定です。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症は、経済や企業活動に広範囲な影響を与えており、収束時期を合理的に予測することは現時点では困難であります。当社におきましては、一部を除き業績に重要な影響は生じておらず、関係会社株式の評価や減損などの会計上の見積りにあたっては、現在の状況が今後１年程度は継続するとの仮定に基づいて実施しています。

貸借対照表

(2020年９月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,790**	**流動負債**	**21,336**
現金及び預金	1,350	買掛金	8,248
売掛金	1,795	短期借入金	3,663
商品	2,576	1年内返済予定の長期借入金	4,332
貯蔵品	10	リース債務	244
前払費用	484	未払金	533
未収入金	781	未払費用	2,476
その他	791	未払法人税等	1,135
固定資産	**46,777**	前受金	114
有形固定資産	**35,084**	預り金	131
建物	9,311	賞与引当金	444
構築物	1,035	資産除去債務	11
機械及び装置	0	**固定負債**	**12,127**
車両運搬具	3	長期借入金	5,588
工具、器具及び備品	1,393	リース債務	2,608
土地	20,756	長期預り保証金	1,407
リース資産	1,949	退職給付引当金	1,215
建設仮勘定	635	役員退職慰労引当金	281
無形固定資産	**132**	資産除去債務	986
借地権	43	その他	39
ソフトウエア	79	**負債合計**	**33,464**
電話加入権	9	**純資産の部**	
投資その他の資産	**11,560**	**株主資本**	**21,100**
投資有価証券	177	**資本金**	**2,660**
関係会社株式	130	**資本剰余金**	**2,856**
長期貸付金	207	資本準備金	2,856
長期前払費用	393	**利益剰余金**	**15,876**
差入保証金	6,895	利益準備金	220
賃貸不動産	979	その他利益剰余金	15,655
繰延税金資産	2,449	任意積立金	9,161
その他	328	繰越利益剰余金	6,493
		自己株式	**△292**
		評価・換算差額等	**2**
		その他有価証券評価差額金	**2**
		純資産合計	**21,103**
資産合計	**54,567**	**負債及び純資産合計**	**54,567**

(注) 百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		123,650
売上原価		95,267
売上総利益		28,383
営業収入		1,324
営業総利益		29,708
販売費及び一般管理費		26,263
営業利益		3,444
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	58	
不動産賃貸料	436	
受取手数料	229	
物品売却益	23	
その他	109	858
営業外費用		
支払利息	43	
不動産賃貸費用	315	
その他	38	398
経常利益		3,904
特別利益		
固定資産売却益	0	
資産除去債務戻入益	20	20
特別損失		
固定資産除却損	8	
減損損失	985	
投資有価証券評価損	66	1,060
税引前当期純利益		2,864
法人税、住民税及び事業税	1,220	
過年度法人税等	43	
法人税等調整額	△222	1,041
当期純利益		1,822

（注）百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：百万円）

区分	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					任意積立金	繰越利益剰余金			
2019年10月１日残高	2,660	2,856	2,856	220	9,161	5,056	14,439	△2	19,953
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△385	△385		△385
当期純利益						1,822	1,822		1,822
自己株式の取得								△289	△289
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,436	1,436	△289	1,147
2020年９月30日残高	2,660	2,856	2,856	220	9,161	6,493	15,876	△292	21,100

区分	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年10月１日残高	△20	△20	19,932
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△385
当期純利益			1,822
自己株式の取得			△289
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	22	22	22
事業年度中の変動額合計	22	22	1,170
2020年９月30日残高	2	2	21,103

（注）百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……生鮮食品は最終仕入原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
生鮮食品を除く店舗の商品は売価還元法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
生鮮食品を除く物流センターの商品は移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
……定率法
ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）
……自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

転貸損失引当金……店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権または債務

短期金銭債権	739百万円
短期金銭債務	4,834百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	21,435百万円
(3) 賃貸不動産の減価償却累計額	964百万円
(4) 担保に供している資産	
建物	408百万円
構築物	16百万円
土地	1,922百万円
借地権	1百万円
投資有価証券	13百万円
対応する債務	
買掛金	923百万円
短期借入金	300百万円
１年内返済予定の長期借入金	3,142百万円
長期借入金	3,455百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高	15,361百万円
その他の営業費用	927百万円
営業取引以外の取引	117百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する注記

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,955株	161,067株	－	163,022株
合計	1,955株	161,067株	－	163,022株

（注） 自己株式数の増加は、2019年11月14日開催の取締役会決議に基づく東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）によるもの161,000株と、単元未満株式の買取りによるもの67株です。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金繰入限度超過額	135百万円
未払事業税	29百万円
退職給付引当金繰入限度超過額	370百万円
役員退職慰労引当金繰入限度超過額	85百万円
減損損失	736百万円
減価償却超過額	1,522百万円
資産除去債務	303百万円
その他の未払税金	17百万円
その他	90百万円
繰延税金資産小計	3,291百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△827百万円
繰延税金資産合計	2,464百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△0百万円
資産除去債務に対応する除去費用(有形固定資産)	△13百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△15百万円
繰延税金資産の純額	2,449百万円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	彩裕フーズ㈱	埼玉県川越市	50	生鮮食品製造・加工販売	100.0	兼任3名	当社商品の製造・加工	出向者給与の立替等(注1)	1,273	流動資産その他	734
								当社商品の製造・加工(注2)	15,361	買掛金	1,446
								短期資金の借入・返済(注3)(注4)	2,838	短期借入金	3,300
								賃貸料(注5)	107	―	―

取引条件および取引条件決定方針等

（注）１．主に店舗使用人への人件費の立替精算であり、手数料等の支払は行っておりません。
２．商品の仕入についての取引条件は、双方協議の上決定した価格によっております。
３．資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
４．取引金額の欄には期中平均残高を記載しております。
５．賃借料は近隣の取引実勢等に基づき、協議の上決定しております。
６．取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,984円53銭
(2) １株当たり当期純利益　171円00銭

８．重要な後発事象に関する注記

（譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）の導入）

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）導入にかかる議案を2020年12月18日開催の第55期定時株主総会に付議することといたしました。

詳細につきましては「連結注記表　６.重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについては、連結計算書類「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月25日

株式会社マミーマート
取締役会　御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　直　人　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　入　澤　雄　太　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社マミーマートの2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マミーマート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月25日

株式会社マミーマート
取締役会　御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　直　人 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　入　澤　雄　太 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マミーマートの2019年10月１日から2020年９月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月２日

株式会社マミーマート　監査役会

常勤監査役　石黒一広　㊞

社外監査役　小野瀬有　㊞

社外監査役　佐世芳　㊞

社外監査役　岩崎厚宏　㊞

以　上

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役２名を含む取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いわさき　ひろふみ 岩　崎　裕　文 （1972年１月26日生）	1998年10月　当社入社 1998年12月　当社取締役 1999年１月　当社取締役営業副本部長 2001年４月　当社取締役総合企画室長 2002年４月　当社常務取締役経営企画室長 2002年10月　当社常務取締役管理本部長 2003年10月　当社常務取締役営業本部長 2006年10月　当社常務取締役業務統括本部長 2006年12月　当社代表取締役副社長 兼 業務統括本部長 2008年12月　当社代表取締役社長 現在に至る	千株 324
2	し　ば　のりお 斯　波　範　雄 （1950年９月３日生）	1973年４月　㈱忠実屋（現　㈱ダイエー）入社 2003年５月　当社入社 2003年12月　当社取締役販売事業部長 2005年９月　当社取締役経費構造改革担当 2006年10月　当社取締役業務改革担当 2008年７月　当社取締役管理本部長 2010年４月　当社取締役第１商品事業部長 2012年８月　当社取締役 2012年８月　彩裕フーズ㈱代表取締役社長 2012年12月　当社常務取締役 2015年４月　当社常務取締役社長付生鮮強化担当 2015年12月　当社専務取締役 2017年10月　当社取締役副社長執行役員営業本部長 2017年10月　彩裕フーズ㈱代表取締役会長 現在に至る	1

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あおき　しげる 青木　繁 （1974年７月16日生）	1997年４月　当社入社 2006年10月　当社営業企画室長 2008年10月　当社総合企画室長 2014年１月　当社執行役員総合企画室長 2015年12月　当社取締役執行役員エンジョイライフ推進室長 2016年１月　当社取締役執行役員エンジョイライフ推進室長 兼 人事部・財務部・システム部管掌 2017年10月　当社取締役執行役員営業戦略室長 兼 人事部・情報システム部管掌 2018年12月　当社取締役執行役員営業戦略室長 兼 情報システム部管掌 2019年12月　当社取締役執行役員総合企画室長 兼 営業戦略室長 現在に至る	千株 1
4	はら　おさむ 原　修 （1971年10月７日生）	1994年４月　当社入社 2006年10月　当社商品事業部グローサリー部長 2010年４月　当社第２商品事業部グローサリー部長 2014年９月　当社人事部長 2018年１月　当社執行役員人事部長 2018年12月　当社取締役執行役員人事部長 現在に至る	1
5	こばんた　ひろき 木場田　裕樹 （1970年１月２日生）	2017年11月　当社入社 2018年２月　当社鮮度管理オペレーション構築プロジェクトリーダー 2018年10月　当社販売事業部副事業部長 兼 鮮度管理オペレーション構築プロジェクトリーダー 2019年１月　当社執行役員販売事業部副事業部長 兼 鮮度管理オペレーション構築プロジェクトリーダー 2019年２月　当社執行役員販売事業部長 兼 オペレーション構築室長 2019年10月　当社執行役員販売事業部長 2019年12月　当社取締役執行役員販売事業部長 兼 情報システム部管掌 現在に至る	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	にしむら　もとかず 西　村　元　一 （1968年３月17日生）	1991年４月　住友商事㈱入社 2003年３月　上海住友商事有限公司 2011年12月　台湾住友商事会社 2014年10月　当社入社　営業企画室 2015年４月　当社エンジョイライフ推進室 2017年２月　当社ＥＬ販売促進室 2017年10月　当社Ｍ３プロジェクト推進室副室長 2018年12月　当社取締役執行役員統括経営監査部長 2019年12月　当社取締役執行役員統括経営監査部長兼 財務部管掌 現在に至る	千株 －
7	すみや　しんじ 角　谷　真　司 （1970年６月２日生）	1993年４月　住友商事㈱入社 投資事業本部事業企画部 1995年２月　住商リテイルストアーズ㈱（現㈱トモズ）　事務従事 2004年10月　米国住友商事会社　ＳＣＯＡリスクマネジメントグループ 2018年４月　同社ライフスタイル・リテイル事業本部リテイル事業部長 2018年12月　当社社外取締役（現任） 2019年７月　住友商事㈱　ライフスタイル・リテイル事業本部リテイル事業第一部長 現在に至る	－
8	ながい　みほこ 永　井　美保子 （1966年２月３日生）	1988年４月　㈱資生堂入社 1998年10月　同社ビューティーサイエンス研究所 2009年10月　同社広報部企業広報課長・グループリーダー 2015年４月　同社コーポレートコミュニケーション本部長 2017年９月　同社退社 2019年７月　一般社団法人日本ユマニチュード学会理事兼事務局長（現任） 2019年12月　当社社外取締役 現在に至る	－

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者角谷　真司氏および永井　美保子氏は、社外取締役候補者であります。
３．取締役候補者角谷　真司氏は現在、住友商事㈱リテイル事業第一部長として、豊富な実績と見識を有しており、当社社外取締役として十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものです。同氏は過去に社外取締役、社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
４．取締役候補者角谷　真司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年になります。
５．取締役候補者永井　美保子氏は、㈱資生堂で多くの職歴を経験し、また、現在一般社団法人日本ユマニチュード学会理事兼事務局長として、豊富な実績と見識を有しており、当社社外取締役として十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものです。同氏は過去に社外取締役、社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
６．取締役候補者永井　美保子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年になります。
７．会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第２号議案　　監査役３名選任の件

監査役　小野瀬　有氏、佐世　芳氏、岩崎　厚宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役３名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おのせ　ゆたか 小野瀬　有 （1947年11月11日生）	1969年10月　司法試験合格 1972年３月　司法研修所修了 1972年４月　明治大学法学部助手 1975年４月　同専任講師 1978年４月　弁護士登録 2004年12月　当社社外監査役 現在に至る	千株 0
2	さ　よ　かおる 佐　世　芳 （1951年８月16日生）	1984年４月　司法研修所入所 1986年３月　同修了 1986年４月　弁護士登録 2008年12月　当社社外監査役 現在に至る	－
3	いわさき　あつひろ 岩　崎　厚　宏 （1970年１月７日生）	1998年４月　税理士田中事務所入社 1999年10月　(有)岩崎経営研究所入社 2000年７月　税理士登録 2014年８月　(有)岩崎経営研究所代表取締役 2016年12月　当社社外監査役 現在に至る	5

（注）１．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．小野瀬　有氏は、法令に定める社外監査役候補者であります。同氏は当社の事業内容に精通しており、弁護士としての見識と経験を有しており、社外監査役として十分に役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものです。

同氏は過去に社外取締役、社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

３．佐世　芳氏は、法令に定める社外監査役候補者であります。同氏は当社の事業内容に精通しており、弁護士としての見識と経験を有しており、社外監査役として十分に役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものです。

同氏は過去に社外取締役、社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるもの

と判断しております。

4．岩崎　厚宏氏は、法令に定める社外監査役候補者であります。同氏は税理士としての見識と経験を有しており、当社社外監査役として十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

5．小野瀬有氏、佐世芳および岩崎厚宏氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小野瀬有氏が16年、佐世芳氏が12年、岩崎厚宏氏が４年となります。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）導入の件

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬と当社業績および株主価値との連動性を明確にし、企業価値増大の貢献意識および株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、新たな株式報酬制度「譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）」を導入することといたしたいと存じます。

対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社取締役会において決定いたします。

本議案は、2014年12月19日開催の第49期定時株主総会において承認された取締役の報酬限度額（年額２億8,000万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額5,000万円以内とするとともに、パフォーマンス・シェア（業績連動型株式報酬）に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額5,000万円以内として設定することにつき、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役２名）となりますが、対象取締役は社外取締役を除く６名となります。

1．　譲渡制限付株式報酬制度について

譲渡制限付株式報酬制度は、各対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受ける制度です。

譲渡制限付株式報酬制度による当社普通株式の処分にあたっては、当社と各対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その処分にかかる当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、各対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

譲渡制限付株式報酬制度の主な内容は、以下のとおりです。譲渡制限付株式報酬制度に関するその他事項につきましては、当社の取締役会において定めるものとします。

①　譲渡制限付株式報酬制度にかかる金銭報酬債権の総額および株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額5,000万円以内、各対象取締役に譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数は年25,000株以内とします。なお、本株主総会での承認以降、株式分割・株式併合他譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

②譲渡制限の期間および内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた各対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他一切の処分行為をすることができません。

③譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた各対象取締役が、譲渡制限期間中であっても、任期満了その他当社取締役会が相当と認める理由により当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合には、その保有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除します。

④当社の無償取得

譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償取得することができることとします。

⑤組織再編等による取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当社組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式につき譲渡制限を解除することができることとします。

2．パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）について

パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）は、各対象取締役に対し、支給対象年度から開始する当社の経営計画の連続する３ヵ年の事業年度からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」という。なお当初の対象期間は2021年９月30日に終了する事業年度から2023年９月30日で終了する事業年度までの３事業年度とし、当初の対象期間終了後も新たな経営計画が策定される毎に、本株主総会で承認を受けた範囲内でパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）を継続することを予定しております。）の経過後、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権を報酬として支給する業績連動型の株式報酬制度です。したがって各対象取締役への当社普通株式交付のための金銭報酬債権の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。各対象取締役は、金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます。

なお、当社普通株式の払込金額は、その処分にかかる当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値

（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）は、上記数値目標の達成率等に応じるため、パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）の導入時点では、各対象取締役に対して支給するか否か、金銭報酬債権並びに交付する株式数はいずれも確定していません。

パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）の主な内容は、以下のとおりです。パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

①パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）にかかる金銭報酬債権並びに株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額5,000万円以内、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数は年25,000株以内とします。本株主総会での承認以降、株式分割・株式併合他譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

②各対象取締役に交付する当社普通株式の数の算定方法

当社は、パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）において使用する業績目標達成度は、業績評価期間にかかる確定した当期純利益高の数値に基づいて、下記表に従って算出します。

なお、対象取締役に割り当てる当社普通株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、案分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減ずることとします。

達成率	100%以上	105%以上	110%以上	115%以上
対象取締役	200万円	300万円	350万円	420万円

③交付要件

業績評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に当社普通株式を交付するものとします。

(1) 支給対象年度中に当社取締役その他当社取締役会が定める役職にあったこと
(2) 当社取締役会に定める一定の非違行為がなかったこと
(3) 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

④組織再編等における取扱い

業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績評価期間の開始日から当該組織再編の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度にかかる上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

(ご参考) 譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度 (業績連動型株式報酬制度) の当社の執行役員への適用

当社は、本株主総会終結の時以降、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度およびパフォーマンス・シェア制度 (業績連動型株式報酬制度) を、当社の執行役員に対して割り当てる予定です。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任されます秋葉和夫氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
あきば　かずお 秋　葉　　和　夫	2002年４月　当社取締役 2007年８月　当社常務取締役 現在に至る

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

埼玉県さいたま市浦和区仲町２－５－１
浦和ロイヤルパインズホテル４階「ロイヤルプリンセス」
電　話　048（827）1111（代表）
ＪＲ浦和駅西口下車　徒歩　７分

